

【参考】未利用地等の活用にかかる本市の指針について

◆大阪市未利用地活用方針(平成19年)

処分検討地・継続保有地・事業予定地に分類、売却に重点を置いた取組



◆未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針(令和4年)

定期借地制度等運用の分類

- (1)売却が困難又は活用まで長期間を要するもの
- (2)施策等推進・実施において貸付が適当なもの
- (3)学校跡地など、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続又は新たに設ける必要があるもの

※学校跡地を含め未利用地については売却が基本ですが、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続する必要があるなど、一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなった。